函館圈都市計画地区計画の決定（函館市決定）
都市計画桔梗南第3地区地区計画を次のように決定する。
1 地区計画の方針

| 名 | 称 | 桔梗南第3地区地区計画 |
| :---: | :---: | :---: |
| 位 | 置 | 函館市桔梗町の一部 |
|  | 域 | 計画図表示のとおり |
| 面 | 積 | 約8．9ヘクタール |
| 地区計画の目標 |  | 本地区は，J R 線函館駅の北約 6 。 3 キロメートルに位置し，西側に都市計画道路放射 1 号線（幅員 18 m ），東側に都市計画道路石川新道 <br> （幅員 33 m ），南側に都市計画道路桔梗石川通（幅員 16 m ）を配し た平坦な土地で，民間事業者による開発行為で新たに，主として住宅地 が形成される地区である。 <br> そこで，本地区計画では用途地域で許容されている建築物の用途の混在を防止するとともに，敷地の細分化などによる住環境の悪化も未然に防止し，ゆとりのある良好な住宅地の形成を図ることを目標とする。 |
|  | $\underset{\text { 方 }}{\text { 土地利用の }}$ | 調和のとれた良好な住宅地の形成を図るため，当該地区を次の 2 地区 に細区分し，それぞれの地区にふさわしい適正な土地利用を図る。 <br> 1 一般住宅地区 <br> 良好な住宅地としての居住環境の形成を図る地区とする。 <br> 2 複合住宅地区 <br> 住宅地としての環境を確保しつつ，周辺住民のための中規模な日常利便施設等の立地を図る地区とする。 |
|  | 地区施設の整備の方針 | 開発許可制度に基づく技術基準により，地区内の区画道路を適正に配置し，整備する。 |
|  | 建築物等の整備の方針 | 地区計画の目標および土地利用の方針に基づき，建築物に関する制限 を次のように定める。 <br> 1 良好な住宅地としての環境の保全が図られるよう，建築できる建築物の用途の制限を定める。 <br> 2 敷地の細分化による環境の悪化を防止するため，それぞれの地区に ついて，建築物の敷地面積の最低限度を定める。 <br> 3 日照，眺望に配慮し，整然とした街並みが形成されるよう，それぞ れの地区について，壁面の位置の制限および建築物の高さの最高限度 を定める。 |


|  | 区 の 名 称 | 桔梗南第3地区 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 地区整備計画を <br> 定める区 域 |  | 計画図表示のとおり |  |
| 地区整備計画の <br> 区 域 の面 積 |  | 約8．8ヘクタール |  |
| 建 <br> 築 <br> 物 <br> 等 <br> の <br> 制 <br> 限 <br> に <br> 関 <br> す <br> る <br> 事 <br> 項 | 地区の細区分 <br> （計婳図表示のとおり） | 一般住宅地区 | 複合住宅地区 |
|  | 面 積 | 約5．4ヘクタール | 約3．4ヘクタール |
|  | 建 築 物 の用途の制限 | 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）別表第2（は）項に掲げ る建築物以外の建築物の用途に供 するものでその用途に供する部分 の床面積の合計が 500 平方メート ルを超えるものは，建築してはな らない。 |  |
|  | 建 築 物 の敷地面積の最 低 限 度 | 180 平方メートル | 180 平方メートル |
|  | 壁面の位置の <br> 制 <br> 限 | 建築物の外壁またはこれに代わ る柱の面から敷地境界までの距離 は 1 メートル以上 | 建築物の外壁またはこれに代わ る柱の面から敷地境界までの距離 は 1 メートル以上 |
|  |  | ただし，当該距離に満たない距離にある建築物または建築物の部分 が次の各号の一に該当する場合においては，この限りでない。 <br> （1）外壁またはこれに代わる柱の中心線の長さの合計が 3 メートル以下であること。 <br> （2）物置その他これに類する用途に供し，軒の高さが 2.3 メートル以下で，かつ，床面積の合計が 5 平方メートル以内であること。 |  |
|  | 建 築 物 の <br> 高 さ の <br> 最 高 限 度 | 13メートル（階段室，昇降機塔，装飾塔，物見塔，屋窓その他 これらに類する建築物の屋上部分 の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以下の場合は，5メートルを限度として，当該建築物の高さに算入しな い。） | 13メートル（階段室，昇降機塔，装飾塔，物見塔，屋窓その他 これらに類する建築物の屋上部分 の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以下の場合は，5メートルを限度として，当該建築物の高さに算入しな い。） |
|  | 備 考 | 用語の定義および算定方法については，特記しているものを除き，建築基準法（昭和25年法律第201号）および建築基準法施行令（昭和 25年政令第 338 号）の例による。 |  |

理 由
市街地における計画的な住居系土地利用の誘導を図り，将来にわたって良好な市街地の形成 がなされるよう，地区計画の決定を行うものである。

函 館 圏 都 市計画 桔 梗 南 第 3 地区 地区 言十画 言十画 図


